

第9期地域包括ケア計画（案）の策定について

1. 策定の経過等

- ① 第1回保健福祉政策審議会（R5.8.7）
 - ・作成方針として3つの重点取組事項、策定スケジュール等を提示
 - ・高齢者実態把握調査結果、関係団体ヒアリング結果等の説明
- ② 第2回保健福祉政策審議会（R5.10.6）
 - ・骨子案として計画の理念・目標・施策体系等を提示
 - ・介護サービスの整備方針を提示
- ③ 第3回保健福祉政策審議会（R5.11.6）
 - ・素案として計画書全体を提示
 - ・介護給付費等の見込み及び介護保険料額の試算内容の説明
- ④ パブリックコメントの実施
 - ・意見募集期間 令和5年12月1日から令和6年1月4日まで
 - ・提出意見 意見数14件(5人)
 - ・意見の概要及び意見に対する市の考え方
別紙のとおり

2. 素案から変更した主な事項

- ① 施策分野1～9：目標値の表に「R3～R5年度（第8期計画）の計画値」を追加
※計画(案)P49～P176
- ② 施策分野4：「加齢性難聴に関する正しい知識や補聴器の適切な使用に関する周知啓発」
についての記述を追加 ※計画(案)P85, P87
- ③ 施策分野5：ACP「人生会議」で話し合う医療やケアについて「本人が希望する」も
のであることを明確にする表現に変更 ※計画(案)P101
- ④ 施策分野8：「新しい複合型サービス」についての記述を削除（国の方針変更による）
※計画(案)P142
- ⑤ 第6章 介護保険料額の算定内容の変更：基準月額 7,072円→6,640円（第8期と同額）
※計画(案)P186～P189

3. 第1回～第3回保健福祉政策審議会での審議内容に対応する記載事項等 別紙のとおり

パブリックコメント実施結果

(1) 募集期間 令和5年12月1日(金)から令和6年1月4日(木)まで

(2) 提出意見 意見数14件(5人)

意見区分		意見要旨	計画(案)での対応状況等	計画頁
1	計画全体に関する意見	計画策定段階から策定委員として参加させていただきたい。	○計画策定にあたっては、岡山市保健福祉政策審議会に諮ることとしています。	
2	第1章 計画策定にあたっての意見	地域包括ケアシステムは、「保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく」とされ、地方自治体が主体となって構築するとしていますが、地域包括ケアの基本「4つの助(自助・互助・共助・公助)」の順番について総括することが必要です。「自助・共助」に過度に依存しすぎています。「公助」がきちんとその役割を果たすよう順番を根本から見直す時期にきているのではないのでしょうか。	○地域包括支援システムは「自助・互助・共助・公助」の考え方の下、高齢者自身を含めた地域住民やボランティア・NPO、事業者・関係機関、専門多職種など、地域の関係者の参加により、地域社会全体で形成していくものと考えています。	1 ~3
3	第2章 前計画までの取組実績に関する意見	高齢者の社会参加促進でR2からR4に「生涯かつやく支援センター」による就労者数が掲載されていますが、果たして、この数字は、高齢者の就業数にどれだけのトレンドを果たしたのか疑問です。そもそも、年金支給年齢が先送りされて「定年後」も働かざるを得ない労働者が多数です。成果・実績を表すのであれば、最低限、トレンドへの影響は分析するべきです。	○生涯かつやく支援センターでは、年齢や家庭環境、経歴等から就労に結びつきにくい人を対象に雇用条件の調整等の就労支援・定着支援を行っており、利用者の半数以上を就労に結びつけています。 ○受け皿となる企業等についても、現在470社以上に登録いただいております。高齢者雇用の土壌づくりに成果をあげていると考えています。今後も、より多くの方を就労に結びつけることができるよう、当センターの周知や幅広い業種の求人企業開拓に努めます。	6

意見区分	意見要旨	計画（案）での対応状況等	計画頁
4 第2章 前計画までの 取組実績に関 する意見	<p>地域包括支援センターによる相談員の充実について、相談員の人数がH30：117人からR5：133となり、市内16か所に設置となっている。しかし、その前段P4には地域包括ケアの推進には「日常生活圏域」として36の中学校区を単位としている。</p> <p>ということは、36の日常生活圏域のうち16にしか相談員が設置できていないことになるのではないのでしょうか。</p>	○地域包括支援センターは、各拠点が隣接する複数（2～3）の日常生活圏域（中学校区）を担当し、多職種チームによる専門的な支援を実施しているところです。	6
5 第5章 （施策展開） 施策分野2 支え合いの地 域社会づくり に関する意見	小さな子供から高齢者まで一緒に過ごすことのできる居場所を希望します。幼老複合施設や、なんらかの団体に属していなくても気軽に参加できる居場所づくりの政策計画を期待しています。	○地域の多様な主体による居場所づくり等の取組において、多世代交流が進むよう工夫してまいります。	62
6 第5章 施策展開に関 する意見	各事業のR3～R5年度について、計画値が記載されていないので、計画と実績との比較ができないのではないのでしょうか。	○R3～R5年度（第8期ケア計画）の計画値を記載します。	49～ 176
7 第5章 施策展開に関 する意見	R3～R5年度に実施した各事業の検証はされていると思いますが、それが記載されていません。検証結果を記載することにより、現状把握と今後の課題・方向性がより分かりやすくなるのではないかと考えます。	○第8期に実施した事業の実績・課題については、『第2章 前計画までの取組実績』、『第5章 施策展開』の各施策分野の「現状・課題」の項目に記載しています。	49～ 176

意見区分	意見要旨	計画（案）での対応状況等	計画頁
8 第5章 （施策展開） 施策分野2 に関する意見	通院手段、買い物等で移動が困難になっています。医療機関による送迎の解禁、杉並区などで実施している、エリア定額乗り合い放題タクシー「Mobi」（もび）を誘致してはどうでしょうか。	○岡山市では、公共交通が不便な地域における移動手段を確保する新たな生活交通（デマンド型乗合タクシー）を地域住民と協力して導入する事業や、高齢者の路線バス等の運賃を割引するハレカーフ事業等に取り組んでいます。 ○また、地域の支え合い活動による移動支援について、市がどのような関わりができるか、検討しているところです。	59 62
9 第5章 （施策展開） 施策分野2 に関する意見	要支援者の個別避難計画についてだが、具体性がないまま形骸化した状態にあると考えます。 計画作成のための会議を事業者等と行うだけの状況にあり、モデル地区や好事例の公表もなく、契約は依頼されたがその後、全く危機管理課からの動きがない。自主防災組織やその他組織活動等との交流機会を持つなど、間を取り持つ活動を危機管理課に依頼したいかがいでしょうか。	○より実効性の高い個別避難計画の作成を進める上で、事業者と地域との連携は重要であると認識しておりますが、地域においては、まだ取組に対する意識に差があり、現在、地域の理解と協力を得るため、説明会や地域での出前講座等に取り組んでいるところです。 ○今後、全市での取組を進めていく中で、どういったやり方ができるか検討してまいりたいと考えております。	59 68
10 第5章 （施策展開） 施策分野2 施策分野4 施策分野6 に関する意見	フレイル予防講座や日常生活自立支援事業の生活支援員、生活支援サポーター、行方不明高齢者さがして協力者等をいろいろな法人や団体に対しても直接委託していただきたいと考えます。	○市の事業については、事業の内容や特性に応じて、相応しい法人・団体に委託・補助し実施しています。 ○また、行方不明高齢者探してメール事業の協力者には、ボランティアで登録いただいているところです。	65 93 129

意見区分	意見要旨	計画（案）での対応状況等	計画頁
11 第5章 (施策展開) 施策分野2 に関する意見	<p>高齢者虐待の事例に対し、とりわけネグレクトや心理的、経済的虐待に対する一部地域包括支援センター職員の判断のハードルが高い。判断や線引きが難しいと思われるが、上司に対しての報告や専門機関への対応が職員の判断基準に差があるように感じている。</p> <p>ヤングケアラーや複合課題を抱えた家族に対する支援を期待される職種にとって、相談に行っても動いてくれないければ協力体制を構築していくことが難しいと考えるがいかがでしょうか。</p>	<p>○高齢者虐待防止については、関係機関と連携し、高齢者本人と養護者への適切な支援にあたっているところです。</p> <p>○地域包括支援センター運営事業では、さまざまな課題を複合的に抱えた世帯への支援、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者への支援等について、関係機関とも連携しながら継続的な相談支援活動を充実させる予定です。</p>	69 72
12 第5章 (施策展開) 施策分野4 に関する意見	<p>日常生活支援総合事業は素晴らしい制度にも関わらず、実際の利用は極端に少ない。その背景には、報酬の安さや新規開設時の支援策がなく、単独事業ではなりたたない現状があります。地域のボランティア団体でも気軽に開設できるような手続きの簡素化、補助金等の支援策を検討いただきたい。</p>	<p>○総合事業の介護予防・生活支援サービス事業について、現在、地域のボランティア団体に対する補助(助成)は考えていませんが、団体の新規開設や運営に関するノウハウ、活用できそうな支援制度について情報提供していきます。</p>	89 ~96
13 第5章 (施策展開) 施策分野9 に関する意見	<p>来年度の制度改正で居宅介護支援において特定事業所加算の算定要件に多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を算定要件になってきます。相談支援体制の充実の視点からも行政主体での研修会の開催をお願いしたいと考えます。</p>	<p>○他制度に関する情報提供を行います。職能団体が支援する事例検討会、研修等については、引き続き協力していきたいと考えています。</p>	165 168

	意見区分	意見要旨	計画（案）での対応状況等	計画頁
14	第6章 介護給付費等 の見込み及び 保険料額に関 する意見	<p>第9期の保険料の基準月額を前期に比べ約400円強引き上げて「7,072円」と見込んでいますが反対です。過去には「介護保険料は5000円」が限界と言われていました。すでにその金額を大幅に超えているのに引上げをする理由はありません。「介護保険は国の制度だから、国保のように法定外繰入を投入することはできない」と言いますが、「介護給付費準備基金」の設置は認められており、保険料の上昇抑制に充てるための取り崩しも可能です。この「介護給付費準備基金」を豊富に準備すれば保険料の引上げを抑制することは可能です。今回、その額が示されていませんが、本来、この3年の間に十分、積み立てることは可能だったはずです。</p>	<p>○介護給付費準備基金については、決算剰余金を積立て、保険料の上昇抑制に活用しているところです。</p> <p>○第9期の取崩し額については、第10期も視野に置きながら、昨今の物価高騰などの社会情勢も踏まえて検討を行い、総合的に判断した結果、これまでよりも多くの額を取り崩し、保険料基準額を第8期と同額に据え置くこととしました。</p> <p>○更に、低所得者（保険料段階 第1段階～第3段階）については、保険料乗率を引下げ、第8期よりも低い保険料額としています。</p> <p>○今後もフレイル対策などの介護予防や健康づくり、介護給付適正化事業などに取り組み、財政の健全化に努めていきます。</p>	186～ 189

第1回～第3回保健福祉政策審議会での審議内容に対応する記載事項等

意見区分		意見要旨	計画（案）での対応状況等	計画頁
1	第5章 （施策展開） 施策分野2 に関する意見	（第1回） 高齢者移動手段（通いの場、買い物、通院等）の問題に取り組んでほしい。	○生活支援体制整備事業において、外出に課題を抱える高齢者を地域で支えるための仕組みづくりを検討します。 ○記載はありませんが、移動支援に取り組む地域団体への補助を検討しています。	62
2	第5章 （施策展開） 施策分野4 に関する意見	（第1回） 健康寿命と平均寿命の差を縮めるため、予防的な視点での取組をすべき。	○介護予防センターにおいて、介護予防の重要性についての普及啓発、地域での自主的な介護予防活動の立ち上げ・継続支援、専門性をいかした高齢者の自立支援に向けた取組を行います。	89
3	第5章 （施策展開） 施策分野3 に関する意見	（第1回） OKAYAMAハレ活プロジェクトに、デジタルに弱い高齢者も参加しやすくなる工夫を。	○記載はありませんが、高齢者を対象としたスマホ講座を公民館で開催する等の施策を検討しています。	77
4	第5章 （施策展開） 施策分野8 に関する意見	（第1回） 特養は定員割れが生じている施設が多いと聞いており、訪看ステーションも小規模なところが多く経営基盤が弱い弱な点が課題。	○国において、介護サービス事業所の財務状況等を分析できる体制を整備する予定です。	5(2) 145 157
5	第5章 （施策展開） 施策分野9 に関する意見	（第1回） 介護保険サービスの質の確保のためケアプラン点検等しっかり取り組んでほしい。	○ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検といった介護給付適正化事業を、さらに効率的・効果的に進めます。	165 173
6	第5章 （施策展開） 施策分野6 に関する意見	（第1回） 認知症サポーター養成講座を受けた者の活躍できる場が必要。	○認知症普及啓発イベントや認知症カフェの運営支援、認知症の人とともにやりたいことを考え、取り組むチームオレンジの活動を促進します。引き続き、受講者が活躍できる場づくりに取り組んでまいります。	118 125 128

意見区分		意見要旨	計画（案）での対応状況等	計画頁
7	第5章 （施策展開） 施策分野6 に関する意見	（第1回） 認知症カフェの運用について、実施している住民が運営しやすいよう柔軟に運用してもらいたい。	○認知症地域支援推進員を中心に、地域住民によるカフェの参加活動促進・支援に取り組みます。 ○また、カフェ主催者への運営に係るアンケートや全体交流会での意見を踏まえ、主催者の皆さまの意向を把握してまいります。	125
8	第5章 （施策展開） 施策分野1 に関する意見	（第2回） 高齢者の就労等による社会参加の促進に継続して取り組んでももらいたい。	○就労支援機関において、意欲のある高齢者の能力・経験を生かした就労・社会参加を支援します。	52
9	第5章 （施策展開） 施策分野4 に関する意見	（第2回） 支え合い活動に参加していない人が活動の場に出てくる工夫を。	○通いの場の運営支援「あっ晴れ！桃太郎体操」において、活動が広がっていない地域に重点的な活動支援を行う等、計画的な働きかけを行います。 ○介護予防教室事業において、教室参加者に対し、通いの場の立ち上げやサポーター養成講座の受講を呼びかけてまいります。	90 91
10	第5章 （施策展開） 施策分野5 に関する意見	（第2回） 認知症患者の増加に備え、病院と介護施設が連携し入退院を円滑に行えるようしていくべき。	○行政と病院・診療所・医師会等で構成するワーキンググループ等で、地域の実情を踏まえた在宅医療提供体制の検討・構築の取り組みを進めます。 ○退院支援に関わる病院職員が、多職種や病院と地域をつなぐ連携機能を強化し、円滑な退院支援が行えるよう、質向上のための研修会を実施します。	105 106
11	第5章 （施策展開） 施策分野6 に関する意見	（第2回） 認知症の早期発見、早期治療のために、職場・地域に対する認知症の知識の普及啓発が重要。	○認知症サポーター養成講座を各福祉区の会場で毎月開催します。 ○また、認知症の人と関わる機会が多いことが想定される、企業の従業員等へ受講を促します。	118

	意見区分	意見要旨	計画（案）での対応状況等	計画頁
12	第5章 （施策展開） 施策分野8 に関する意見	（第2回） 介護施設等に対する感染症予防・ 対策研修の実施にあたっては、必 要以上の面会制限等への配慮も 指導してもらいたい。	○感染症予防、感染症対策研修等の周 知啓発の指導を行います。 ○記載はありませんが、面会の実施に ついては「機会の確保に努めること」 とした上で、厚生労働省から示され ている、面会のポイントや取組、工夫 といった情報を提供しているところ です。	141(2)
13	第5章 （施策展開） 施策分野8 に関する意見	（第2回） 施設を増やしても人材不足が加 速するのでこれ以上は不要。特養 待機者の精査をしてもらいたい。	○地域密着型介護老人福祉施設は、 地域の介護・福祉の拠点としての位 置付け、第8期での応募の状況及び 介護人材不足を勘案し、1施設29床 の整備を行います。 ○施設整備にあたっては、待機者の状 況や今後の高齢者数の増加見込み、介 護人材の状況等を考慮しながら決定 をしていますが、次期計画にむけて も、引き続き待機者等の状況を注視し つつ、検討してまいりたいと考えてい ます。	161
14	第5章 （施策展開） 施策分野9 に関する意見	（第3回） 介護人材の確保・育成・離職防止 に関し、介護従事者の待遇改善を 研究してはどうか。	○介護職員の待遇については国が処 遇改善加算等を実施しており、また令 和6年度から報酬改定も予定されて いるところです。市の人材確保の取組 については、関係機関と連携し、研究 してまいりたいと考えています。	164 ～165
15	第5章 （施策展開） 施策分野2 に関する意見	（第3回） 介護予防支援のケアプラン作成 を居宅介護支援事業所が受ける 際は、地域包括支援センターとの 連携が必要。	○国の方針に沿って、地域包括支援 センターと事業者双方の事務負担を 軽減しつつ、利用者情報の共有をは かれるよう、実施に向けて検討して まいります。	5(5) 69
16	第5章 （施策展開） 施策分野2 に関する意見	（第3回） 成年後見制度の利用促進に関す る事業にしっかり取組んでほし い。	○岡山市成年後見センターを中核と して司法関係者などをはじめとした 関係団体と連携して取組みます。	59 73

	意見区分	意見要旨	計画（案）での対応状況等	計画頁
17	第5章 （施策展開） 施策分野2 に関する意見	（第3回） 要配慮者の個別避難計画の作成 を一層進めてもらいたい。	○自主防災組織等、地域が中心となっ た「個別避難計画」の作成を進めるた め、計画作成に伴う助成金制度の拡充 や、取組にご理解、ご協力いただくた めの説明会の実施、作成手引書の配布 などを行っています。あわせて、介護、 福祉サービスを利用している要支援 者については、担当する福祉事業者に 計画作成業務を委託し、専門的知見を いかした計画作成を進めています。9 期計画においても、引き続き作成促進 に努めます。	68
18	介護給付費等 の見込み及び 保険料額に関 する意見	（第3回） 介護給付費準備基金の充当は、給 付費の伸びをみながら持続可能 な形で行ってもらいたい。	○介護保険費特別会計の持続性を保 ちつつ、利用者負担の軽減のため、適 切な金額を充当してまいりたい。	186 ～189